



市章

大津市公報

令和2年3月2日
号外(第16号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
8 大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則.....	1
企業局管理規程	
2 大津市下水道排水設備指定工事店規程の一部改正.....	2
3 大津市指定ガス工事店規程の一部改正.....	2
教育委員会規則	
6 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則.....	2

規 則

大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則を公布する。
令和2年3月2日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第8号

大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市コミュニティセンター条例(令和元年条例第45号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、大津市コミュニティセンター(以下「センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター(条例第5条第1項の指定管理施設(以下「指定管理施設」という。))を除く。以下「市管理施設」という。)にあっては、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理施設にあっては、市長又は条例第8条の規定に基づきセンターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に市管理施設の開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に指定管理施設の開館時間を変更することができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

センターの施設又は設備等を汚損し、又は毀損しないこと。

他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

その他係員の指示に従うこと。

(使用の申請及び許可等)

第5条 条例第5条第1項の規定による会議室等の使用の許可の申請は、所定の使用許可申請書を市長(指定管理施設にあっては、指定管理者。次項において同じ。)に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、会議室等の使用を許可したときは、所定の使用許可書を当該申請をした者に交付する。

3 会議室等の使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。

火気に注意し、火気を使用した場合は、後始末を完全に行うこと。

使用した後は清掃し、机、椅子等を原状に復すること。

(附属設備の使用料)

第6条 条例第6条第3項の附属設備の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ガス器具 1時間につき 55円

電気窯(消費電力量が5kwh以上の場合に限る。) 1キロワットにつき 28円

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第2号

大津市下水道排水設備指定工事店規程(平成22年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月2日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第3条第4号中「第7号」を「第8号」に、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

経営者が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「個人の場合は、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「申請者(法人の場合は代表者)が破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、「登記事項証明書(法人のみ)、大津市下水道排水設備指定工事店証、専属する責任技術者の責任技術者証」を「定款の写し及び登記事項証明書(法人のみ)並びに大津市下水道排水設備指定工事店証」に、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、「責任技術者証」の次に「の写し及び当該責任技術者との雇用関係を証する書類」を加える。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。

大津市企業局管理規程第3号

大津市指定ガス工事店規程(平成19年企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月2日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第4条第1項第4号中「人数」を「人数を」に改め、同項第5号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第4条第1項第5号オ中「エ」を「オ」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 精神の機能の障害によりガス工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第14条第3項第1号を次のように改める。

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第14条第3項に次の1号を加える。

精神の機能の障害により外管責任技術者又は外管工事士の職務を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第18条第1項第1号を次のように改める。

破産手続開始の決定を受けたとき。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月2日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第6号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則(平成27年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第2条中「第47条の6第2項第1号」を「第47条の5第2項第1号」に改める。

第8条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第9条中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

別表瀬田南小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

瀬田東小学校学校運営協議会	瀬田東小学校
---------------	--------

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表瀬田南小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。